

市営住宅の入居手続を緩和

建設部建築開発課

加須市市営住宅管理条例を一部改正

■ 条例改正の背景

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえると、今後、市営住宅への入居に際して、連帯保証人の確保が困難となることが懸念されます。

このようなことから、市営住宅への入居手続を見直し、より入居しやすくしようとするものです。

また、令和2年4月1日に施行される民法の債権関係の一部改正を受け、所要の改正を行うものです。

※連帯保証人とは・・・市営住宅入居者の滞納家賃などの債務を保証する役割を果たしている人のこと。

■ 条例改正の主な内容

(1) 入居条件の見直し

これまでの連帯保証人に代えて、緊急時に連絡が取れるよう、勤務先、親戚や知人の住所等の緊急時等連絡先を求めます。

なお、緊急時等連絡先には、滞納家賃などの債務の保証は求めません。

(2) 敷金の取り扱い

敷金を滞納家賃などの債務の弁済に充当できることを明確にします。

(3) 原状回復義務の明確化

入居者の退去に際し、通常の使用による畳の損耗やふすまの経年変化などの修繕は市が行うことを明確にします。

(4) 不正入居者に対する請求額の算定に利用する利率の変更

利率を5%から法定利率に変更します。

※今回の民法の一部改正では、法定利率が年3%に変更されますが、今後は3年ごとに利率の見直しが行われます。

■ 条例の施行日

令和2年4月1日